
プロジェクト IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

項目 将来の経過措置の改善の可能性に関する質問に対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）により 2025 年 6 月 17 日に公表された、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に対するコメント・レターにおける対応の方向性について検討を行うことを目的としている。
2. 本資料では、本情報要請における質問事項のうち、質問 5「将来の経過措置の改善の可能性」を取り上げている。

本情報要請の内容

（情報要請の文脈）

3. IASB は、将来の経過措置をどのように改善できるのかを理解したいと考えている。

（情報要請の背景）

4. IFRS 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、当該基準書を導入する企業にコスト救済措置を提供するためのいくつかの簡素化及び実務上の便法を含んでいた。IFRS 第 16 号は借手が当該基準書を次のいずれかの方法で適用することを認めている。
 - (1) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って表示する過去の報告期間のそれぞれに遡及適用する。
 - (2) 遡及適用（比較財務情報は修正再表示せずに）して、IFRS 第 16 号の適用開始による累積的影響額を適用開始日に利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する。
5. 借手が IFRS 第 16 号を比較情報を修正再表示せずに遡及適用することを選択する場合、IFRS 第 16 号は、その借手が、過去にオペレーティング・リースに分類したリースに係る使用権資産を次のいずれかの方法で測定することを認めている。借手が当該基準書をずっと適用していたかのように測定するか、又はリース負債に基づく金額で測定するかである。IFRS 第 16 号は他のいくつかの実務上の便法を含んでいる。

（スポットライト）

6. 利害関係者は、企業は両方の移行方式を使用してきたと述べた。フィードバックが示すところでは、修正遡及アプローチ（比較情報の修正再表示を行わない）がコストと便益の理由でより一般的に用いられていて、企業は実務上の便法を有用と考えていた。
7. 一部の利用者は、経過措置のオプション、実務上の便法及び過去のオペレーティング・リースに係る使用権資産を測定するための異なるアプローチは、利用者のモデルに影響を与え、データ分析を複雑にさせたと述べた。しかし、ほとんどの利用者は、企業は IFRS 第 16 号の導入が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与えた影響を利用者が理解できるようにするのに十分な情報を提供していたと述べた。特に、利用者は、借手が IFRS 第 16 号に従って認識したリース負債を IAS 第 17 号に従って過年度の財務諸表に開示したオペレーティング・リース約定と調整するという要求を有用と考えた。
8. 一部の作成者は、移行時における IT ソリューションの利用可能性の欠如についてコメントした。

(質問項目)

9. 本件に関する質問は、次のとおりである。

質問 5 — 将来の経過措置の改善の可能性

IFRS 第 16 号への移行の経験に基づいて、将来の基準設定プロジェクトにおいて経過措置を開発する際に、IASB が何かを異なる方法で行うことを提案するか。その場合、回答者のアイデアで次のことがどのように確保されるのかを説明されたい。

- (a) 利用者が、新しい要求事項が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようになるのに十分な情報を得ること
- (b) 作成者が新しい要求事項を初めて適用する際に、移行のコストを適切に低減させることができること

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照¹。

¹ 質問への回答のためのガイダンスには、次のことが記載されている。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関係する IFRS 会計基準書の項を記載している。
- (c) 実際の影響と IFRS 第 16 号の予想された可能性の高い影響との間の重大な相違を説明している。
- (d) これらの重大な相違が、IASB が当該基準書を公表した後の市場の動向によって生じたものかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化するという新たな証拠があるかどうかを説明している。
- (e) 証拠で裏付けられていて、当該事項が重大な影響を有していて広がりがある（8 ページ参照）ことにより、新しい要求事項が意図されたように機能していないことを示唆するほどの重大性のある事項を IASB が識別するのに役立つ。

2024年9月のASAF会議対応において行った予備的な検討

10. 2024年9月に開催されたASAF会議において「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」が議題として取り上げられ、次の点に関して意見が求められた。
 - (1) コアとなる目的や原則に関する全体的な評価（質問1）
 - (2) コストと便益に関する評価（質問2）
 - (3) IASBが対応すべき適用上の課題（質問3）
11. ASBJ事務局では、2024年9月開催のASAF会議における発言案及びIFRS第16号PIRに対する今後のASBJからの意見発信の基礎を形成するために、IFRS適用課題対応専門委員会及びリース会計専門委員会の専門委員に対し、ASAF会議において質問されるであろう項目を取りまとめた質問票により初期的なコメントを依頼した。
12. 質問5に関連するコメントとして、大半の回答者は、修正遡及適用の方法を適用したとのコメントが寄せられた一方、本資料第9項に記載の質問5にある次の観点からの質問を行っていないため、事務局では情報が把握できていない。
 - (1) 利用者が、新しい要求事項が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようになるのに十分な情報を得ること
 - (2) 作成者が新しい要求事項を初めて適用する際に、移行のコストを適切に低減させることができること

事務局による分析及びコメント・レターにおける確認事項

13. 多くの作成者が修正遡及適用の方法を適用していることを踏まえると、IFRS第16号で用意された経過措置は、作成者が新しい要求事項を初めて適用する際の移行のコストの低減に役立ったと考えられる。この点、コメントすべき事項があるかご確認したい。

(f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのか（例えば、ある解決策がトピック842の要求事項とおおむねコンバージェンスされているIFRS第16号の要求事項に影響を与える場合）を記述する。

（略）

監査人、規制当局及び利用者 — 自らが監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

IASBは、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、IFRS第16号の適用（又は当該基準書に従って作成された情報の利用）についての経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

14. これに対して、多くの経過措置を設けることにより、利用者が、新しい要求事項が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を理解するための十分な情報が得られたかどうかに関して、コメントすべき事項があるかご確認したい。

ディスカッション・ポイント

本資料第 13 項及び第 14 項についてご意見をお伺いしたい。また、他にコメントすべき点があれば、ご意見を頂きたい。

以 上